



栃木県公報

令和5(2023)年
4月1日(土)
号外
第31号

目次

規則

○栃木県立美術館管理規則の制定	1
○栃木県立博物館管理規則の制定	3
○栃木県文化財保護条例施行規則の制定	6
○栃木県文化財保護審議会規則の制定	32
○栃木県銃砲刀剣類登録審査委員規則の制定	32
○栃木県埋蔵文化財センター管理規則の制定	32

規則

栃木県規則第34号

栃木県立美術館管理規則を次のように定める。

令和5年4月1日

栃木県知事 福田 富一

栃木県立美術館管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、栃木県立美術館条例(昭和47年栃木県条例第30号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、栃木県立美術館(以下「美術館」という。)の管理運営及び栃木県立美術館評議員会(以下「評議員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 美術館の休館日は、次のとおりとする。ただし、展示替えその他特別の事情により必要があるときは、知事は、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)の翌日(日曜日、土曜日又は休日に当たる場合を除く。)
- 毎週月曜日(その日が休日に当たる場合を除き、栃木県県民の日に当たるときはその翌日)
- 年末年始(12月28日から翌年1月4日まで)

(観覧時間)

第3条 美術館の観覧時間は、9時30分から17時までとする。ただし、知事が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(観覧)

第4条 美術館の常設展又は特別展の観覧は、知事が別に定める観覧券によらなければならない。

(撮影等の許可申請及び料金)

第5条 条例第5条第1項の許可を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより申請しなければならない。

2 条例第5条第2項に規定する撮影等料金は、別表のとおりとする。

(観覧料等の還付)

第6条 知事は、条例第6条ただし書の規定により、次に掲げる場合は、観覧料又は撮影等料金を還付することができる。

- 災害その他不可抗力により、観覧又は撮影等を行うことができなかつたとき。
- その他知事がやむを得ない理由があると認めるとき。

(観覧料等の免除)

第7条 知事は、条例第7条の規定により、次に掲げる場合は、観覧料又は撮影等料金を免除することができる。

- (1) 学生、生徒又は学生、生徒若しくは児童の引率者が、教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。
- (2) 国の事業又は地方公共団体の行う教育、学術又は文化に係る事業の用に供するため撮影等をするとき。
- (3) その他知事が免除することが適当と認めるとき。

2 観覧料又は撮影等料金の免除を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより申請しなければならない。

(遵守事項)

第8条 美術館の入館者は、知事が別に定める事項を遵守しなければならない。

(美術資料の寄託、寄贈及び貸与)

第9条 美術資料の寄託及び寄贈の受入れ並びに貸与の手続は、知事が別に定める。

(組織)

第10条 美術館に、総務課及び学芸課を置く。

2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 職員の人事及び福利厚生に関すること。
- (2) 文書等の收受、発送及び保存に関すること。
- (3) 公印の保管に関すること。
- (4) 予算の執行及び経理に関すること。
- (5) 美術館の維持管理に関すること。
- (6) 観覧料及び撮影等料金の徴収に関すること。
- (7) 統計に関すること。
- (8) 評議員会に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、学芸課の所掌に属さない事項に関すること。

学芸課

- (1) 美術作品その他美術に関する資料（以下「美術資料」という。）の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 美術に関する専門的な調査研究に関すること。
- (3) 美術に関する展覧会、講演会、講習会、映写会、研究会等の開催に関すること。
- (4) 美術資料に関する目録、図録、研究報告書等の刊行に関すること。
- (5) 他の美術館、博物館その他関係機関、団体等との協力に関すること。
- (6) 美術資料の寄託及び寄贈に関すること。
- (7) 美術館の事業の広報に関すること。
- (8) 美術の普及に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、美術館の事業についての専門的事項に関すること。

(職員)

第11条 条例第3条に規定する職員の職は、次のとおりとする。

- (1) 館長
- (2) 副館長
- (3) 副館長補佐
- (4) 課長
- (5) 主任
- (6) 主事
- (7) 研究員

2 前項に定めるもののほか、美術館に次の職員の職を置くことができる。

- (1) 主幹
- (2) 技幹
- (3) 副主幹
- (4) 特別研究員
- (5) 係長
- (6) 主査
- (7) 主任研究員
- (8) 技能技術員

3 前2項に定める職にある者に対し、必要があると認められるときは、学芸員を命ずることができる。

4 館長は、非常勤とすることができる。

(職務)

第12条 前条に規定する職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 館長は、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (2) 副館長は、館長を補佐し、館長に事故があるとき又は館長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 副館長補佐は、副館長を補佐し、副館長に事故があるとき又は副館長が欠けたときは、その職務を行う。
- (4) 課長は、上司の命を受け、課の所掌事務を処理する。
- (5) 主幹、技幹、副主幹、特別研究員、係長、主査又は主任研究員は、上司の命を受け、分担事務を処理する。
- (6) 主任は、上司の命を受け、複雑又は困難な事務又は調査研究に従事する。
- (7) 主事又は研究員は、上司の命を受け、事務又は調査研究に従事する。
- (8) 技能技術員は、上司の命を受け、自動車運転又は汽缶操作の業務に従事する。

(事務代決)

第13条 館長が不在のときは、副館長がその事務を代決する。

- 2 館長及び副館長がともに不在のときは、副館長補佐がその事務を代決する。
- 3 館長、副館長及び副館長補佐がすべて不在のときは、あらかじめ館長が指定した職員がその事務を代決する。

(評議員会)

第14条 評議員会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、評議員会の委員（以下「評議員」という。）の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

第15条 評議員会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 評議員会は、評議員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第16条 館長は、評議員会に出席し、意見を述べることができる。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、美術館の管理運営及び評議員会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

撮影等料金

区 分	料 金
写 真 撮 影	モノクローム 1点1回につき 1,670円
	カラ ー 1点1回につき 3,360円
模 写 ・ 模 造	1点1回につき 2,230円
熟 覧	1点1日につき 220円
そ の 他	知事が別に定める額

- 備考：1 屏風は、1双を1点とする。
 2 1揃をなす卷子は、3巻以内を1点とする。
 3 対幅は、3幅以内を1点とする。

栃木県規則第35号

栃木県立博物館管理規則を次のように定める。

令和5年4月1日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県立博物館管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、栃木県立博物館条例（昭和57年栃木県条例第3号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、栃木県立博物館（以下「博物館」という。）の管理運営及び栃木県立博物館協議会（以下「協

議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 博物館の休館日は、次のとおりとする。ただし、展示替えその他特別の事情により必要があるときは、知事は、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)の翌日(その日が日曜日、土曜日又は休日に当たる場合を除く。)
- (2) 毎週月曜日(その日が休日に当たる場合を除き、栃木県県民の日に当たるときはその翌日)
- (3) 年末年始(12月28日から翌年1月4日まで)

(観覧時間)

第3条 博物館の観覧時間は、9時30分から17時までとする。ただし、知事が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(観覧)

第4条 博物館に展示されている博物館資料の観覧は、知事が別に定める観覧券によらなければならない。

(撮影等の許可申請及び料金)

第5条 条例第5条第1項の許可を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより申請しなければならない。

2 条例第5条第2項に規定する撮影等料金は、別表のとおりとする。

(観覧料等の還付)

第6条 知事は、条例第6条ただし書の規定により、次に掲げる場合は、観覧料又は撮影等料金を還付することができる。

- (1) 災害その他不可抗力により、観覧又は撮影等を行うことができなかつたとき。
- (2) その他知事がやむを得ない理由があると認めるとき。

(観覧料等の免除)

第7条 知事は、条例第7条の規定により、次に掲げる場合は、観覧料又は撮影等料金を免除することができる。

- (1) 学生、生徒又は学生、生徒若しくは児童の引率者が、教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。
- (2) 国の事業又は地方公共団体が行う教育、学術又は文化に係る事業の用に供するため撮影等を行うとき。
- (3) その他知事が免除することが適当と認めるとき。

2 観覧料又は撮影等料金の免除を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより申請しなければならない。

(遵守事項)

第8条 博物館の入館者は、知事が別に定める事項を遵守しなければならない。

(博物館資料の寄託、寄贈及び貸与)

第9条 博物館資料の寄託及び寄贈の受入れ並びに貸与の手続は、知事が別に定める。

(組織)

第10条 博物館に、管理部及び学芸部を置き、管理部の下に総務課及び教育広報課を、学芸部の下に人文課及び自然課を置く。

2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理部

総務課

- (1) 職員の人事及び福利厚生に関すること。
- (2) 文書等の收受、発送及び保存に関すること。
- (3) 公印の保管に関すること。
- (4) 予算の執行及び経理に関すること。
- (5) 決算に関すること。
- (6) 観覧料及び撮影等料金の徴収に関すること。
- (7) 財産の管理に関すること。
- (8) 施設、設備の整備に関すること。
- (9) 協議会に関すること。
- (10) 諸規程の整備に関すること。
- (11) 博物館運営の企画調整に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、他課の所掌に属さない事項に関すること。

教育広報課

- (1) 普及教育の企画調整に関すること。
- (2) 広報広聴活動に関すること。
- (3) 出版事業に関すること。
- (4) 資料の管理及びレファレンスに関すること。
- (5) 解説案内に関すること。
- (6) 統計に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、普及業務に関すること。

学芸部

人文課

- (1) 考古、歴史、民俗、美術工芸等に関する博物館資料（以下「人文資料」という。）の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 人文資料に関する専門的、技術的な調査研究に関すること。
- (3) 人文資料に関する講演会、映写会、研究会等に関すること。
- (4) 人文資料に関する図録、研究報告書等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、博物館の事業のうち人文資料についての専門的な事項に関すること。

自然課

- (1) 地学、植物、動物等に関する博物館資料（以下「自然資料」という。）の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 自然資料に関する専門的、技術的な調査研究に関すること。
- (3) 自然資料に関する講演会、映写会、研究会等に関すること。
- (4) 自然資料に関する図録、研究報告書等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、博物館の事業のうち自然資料についての専門的な事項に関すること。

(職員)

第11条 条例第3条に規定する職員の職は、次のとおりとする。

- (1) 館長
- (2) 副館長
- (3) 部長
- (4) 部長補佐
- (5) 課長
- (6) 主任
- (7) 主事
- (8) 研究員

2 前項に定めるもののほか、博物館に次の職員の職を置くことができる。

- (1) 主幹
- (2) 技幹
- (3) 副主幹
- (4) 特別研究員
- (5) 係長
- (6) 主査
- (7) 主任研究員
- (8) 技能技術員

3 前2項に定める職にある者に対し、必要があると認められるときは、学芸員を命ずることができる。

4 館長は、非常勤とすることができる。

(職務)

第12条 前条に規定する職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 館長は、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (2) 副館長は、館長を補佐し、館長に事故があるとき又は館長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 部長は、上司の命を受け、部の所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (4) 部長補佐は、上司の命を受け、その分担事務を処理する。
- (5) 部長補佐のうち、部長を総括的に補佐することを命じられたもの（以下「総括部長補佐」という。）は、前号に規定する職務を行うほか、その所属する部の所掌事務について、職員の担任する事務を監督す

る。

(6) 課長は、上司の命を受け、課の所掌事務を処理する。

(7) 主幹、技幹、副主幹、特別研究員、係長、主査又は主任研究員は、上司の命を受け、分担事務を処理する。

(8) 主任は、上司の命を受け、複雑又は困難な事務又は調査研究に従事する。

(9) 主事又は研究員は、上司の命を受け、事務又は調査研究に従事する。

(10) 技能技術員は、上司の命を受け、自動車運転又は汽缶操作の業務に従事する。

(事務代決)

第13条 館長が不在のときは、副館長がその事務を代決する。

2 館長及び副館長がともに不在のときは、管理部長がその事務を代決する。

3 館長、副館長及び管理部長がすべて不在のときは、あらかじめ館長が指定した職員がその事務を代決する。

(協議会)

第14条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、協議会の委員(以下「委員」という。)の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第15条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第16条 館長は、協議会に出席し、意見を述べることができる。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、博物館の管理運営及び協議会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第5条関係)

撮影等料金

区 分	料 金
写 真 撮 影	モノクローム 1点1回につき 1,670円
	カラー 1点1回につき 3,360円
模 写 ・ 模 造	1点1回につき 2,230円
熟 覧	1点1日につき 220円
そ の 他	知事が別に定める額

栃木県規則第36号

栃木県文化財保護条例施行規則を次のように定める。

令和5年4月1日

栃木県知事 福田 富一

栃木県文化財保護条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、栃木県文化財保護条例(昭和38年栃木県条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の同意)

第2条 条例第4条第2項(条例第26条第3項及び第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による同意は、別記様式第1号による同意書により行うものとする。

(指定書)

第3条 条例第4条第6項(条例第26条第3項及び第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による指定書は、別記様式第2号から別記様式第4号までによるものとする。

(認定書)

第4条 条例第20条第7項(条例第26条第6項及び第40条の6第3項において準用する場合を含む。)の規定

による認定書は、別記様式第5号から別記様式第7号までによるものとする。

(指定書又は認定書の再交付)

第5条 交付された指定書又は認定書を滅失し、若しくは毀損し、又は亡失し、若しくは盗み取られたときは、その再交付を知事に申請することができる。

2 前項の申請は、別記様式第8号又は別記様式第9号による申請書を知事に提出して行うものとする。

(管理責任者の選任又は解任の届出)

第6条 条例第6条第3項(条例第29条及び第40条において準用する場合を含む。)の規定による管理責任者を選任し、又は解任したときの届出は、別記様式第10号又は別記様式第11号によるものとする。

(所有者又は管理責任者の変更の届出)

第7条 条例第7条第1項(条例第29条及び第40条において準用する場合を含む。)の規定による所有者が変更したときの届出は、別記様式第12号によるものとする。

2 条例第7条第2項(条例第29条及び第40条において準用する場合を含む。)の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出は、別記様式第13号によるものとする。

(滅失等の届出)

第8条 条例第8条(条例第29条及び第40条において準用する場合を含む。)の規定による県指定文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出は、別記様式第14号によるものとする。

(所在の場所の変更の届出)

第9条 条例第9条(条例第29条において準用する場合を含む。)の規定による県指定文化財の所在の場所を変更しようとするときの届出は、別記様式第15号によるものとする。

第10条 条例第9条ただし書(条例第29条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当するときは届出を要しないものとする。

(1) 条例第11条第1項(条例第29条において準用する場合を含む。)の規定により補助金の交付を受けて行う管理又は修理のため所在の場所を変更しようとするとき。

(2) 条例第12条(条例第29条において準用する場合を含む。)の規定により勧告を受けて行う措置のために所在の場所を変更しようとするとき。

(3) 条例第13条又は第28条の規定による許可を受け、又は届出をして行う現状変更等のために所在の場所を変更しようとするとき。

(4) 条例第14条第1項(条例第29条において準用する場合を含む。)の規定による届出をして行う修理のために所在の場所の変更をしようとするとき。

(5) 条例第16条第1項又は第2項(条例第29条において準用する場合を含む。)の規定による勧告を受けて行う出品又は、公開のために所在の場所を変更しようとするとき。

2 火災、震災、風水害等の災害のために所在の場所を変更したときは、変更した後速やかに別記様式第15号により届け出なければならない。

(現状変更等許可申請書)

第11条 条例第13条第1項又は第38条第1項の規定による現状変更等の許可を受けようとする者は、別記様式第16号による許可申請書を知事に提出しなければならない。

(維持の措置の範囲)

第12条 条例第13条第2項及び第38条第2項の維持の措置の範囲は、次に掲げる場合とする。

(1) 県指定有形文化財又は県指定史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県指定有形文化財又は県指定史跡名勝天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。

(2) 県指定有形文化財又は県指定史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

(3) 県指定史跡名勝天然記念物の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(現状変更等の届出)

第13条 条例第28条第1項の規定による現状変更等の届出は、別記様式第17号によるものとする。

(修理の届出)

第14条 条例第14条第1項(条例第29条及び第39条において準用する場合を含む。)の規定により県指定文化財の修理又は復旧をしようとするときの届出は、別記様式第18号によるものとする。

(現状変更等又は修理の完了報告書)

第15条 現状変更等又は修理が完了したときは、別記様式第19号により知事に報告しなければならない。ただし、経費の補助を受けた場合は、この限りでない。

(保持者の氏名変更等の届出)

第16条 条例第22条(条例第40条の8において準用する場合を含む。)の規定による保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、及び保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときの届出は、別記様式第20号によるものとする。

(標識)

第17条 条例第36条の規定により設置する標識は、石材とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもって設置することができる。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

- (1) 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- (2) 栃木県の文字(所有者又は管理団体の名称を併せて表示することができる。)
- (3) 指定年月日
- (4) 建設年月日

(説明板)

第18条 条例第36条の規定により設置する説明板には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- (2) 指定年月日
- (3) 説明事項
- (4) 保存上注意すべき事項
- (5) その他参考事項

(境界標)

第19条 条例第36条の規定により設置する境界標は、石造り又はコンクリート造りとし、固定するものとする。

2 前項の境界標は10センチメートル以上の四角柱で、長さ100センチメートル以上とし、地表からの高さは30センチメートルとするものとする。

3 第1項の境界標には、史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字を彫るものとする。

4 第1項の境界標は、指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の重要な地点に設置するものとする。

(標識等の設置の届出)

第20条 条例第36条の規定により標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置するときは、別記様式第21号による設置届に設計仕様書、設計図(説明板の設置に係る場合は説明板の記載事項を含む。)及び設置位置を示す図面を添えて知事に届け出なければならない。

(土地所在等の異動の届出)

第21条 条例第37条の規定による土地の所在等の異動の届出は、別記様式第22号によるものとする。

(選定の申出書)

第22条 条例第40条の3の規定による選定の申出は、別記様式第23号による申出書を知事に提出して行うものとする。

(台帳)

第23条 知事は、指定、認定及び選定に関する台帳を備えるものとする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に条例第36条の規定により設置されている標識に係る第17条第2項第2号の規定の適用については、同号中「栃木県」とあるのは、「栃木県又は栃木県教育委員会」とする。

別記様式第1号(第2条関係)

年 月 日

栃木県知事 様

住 所

氏 名

同 意 書

私の所有（占有）する次の文化財を栃木県指定有形文化財（有形民俗文化財）（史跡）
（名勝）（天然記念物）に指定されることに同意します。

有形文化財（有形民俗文化財）

名称及び員数

所 在 地

〔 史跡（名勝）（天然記念物）
名 称
所在地（地番、地目、地積を明記すること） 〕

別記様式第2号 (第3条関係)

(表)

	有 第 号	割 印 指 定 書	名 称 員 数	構造及び形式又は寸法、重量若しくは材質その他特徴	右を栃木県文化財保護条例第四条の規定により栃木県指定有形文化財に指定する
年 月 日					

栃木県知事
印

紙質 烏山和紙 寸法 横 35センチメートル 縦 24センチメートル
 県章すかし入

(裏)

<p style="text-align: center;">注 意</p> <p>一 指定が解除になったときは、この指定書を栃木県知事に返付すること。</p> <p>二 次の場合は、この指定書を添えて届け出ること。</p> <p>1 所有者が変更したとき。</p> <p>2 所有者が氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。</p>	<table border="1"> <tr><td style="width: 15%;"></td><td style="width: 15%;"></td><td style="width: 15%;"></td><td style="width: 15%;"></td><td style="width: 15%;">所有者</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>住所</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>所在の場所</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>変更の年月日</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>備考</td></tr> </table>					所有者					住所					所在の場所					変更の年月日					備考
				所有者																						
				住所																						
				所在の場所																						
				変更の年月日																						
				備考																						

別記様式第3号 (第3条関係)

(表)

	有民第 号	割印 指 定 書	名 称 員 数	項 形状、寸法、重量又は品質その他内容を示す事	右を栃木県文化財保護条例第二十六条の規定により 栃木県指定有形民俗文化財に指定する	年 月 日
栃木県知事 印						

紙質 烏山和紙 寸法 横 35センチメートル
県章すかし入 縦 24センチメートル

(裏)

<p>注 意</p> <p>一 指定が解除になったときは、この指定書を栃木県知事に返付すること。</p> <p>二 次の場合は、この指定書を添えて届け出ること。</p> <p>1 所有者が変更したとき。</p> <p>2 所有者が氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。</p>	<table border="1"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">所有者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>住所</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>所在の場所</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>変更の年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>備考</td> </tr> </table>					所有者					住所					所在の場所					変更の年月日					備考
				所有者																						
				住所																						
				所在の場所																						
				変更の年月日																						
				備考																						

別記様式第4号 (第3条関係)

(表)

年月日	右を栃木県文化財保護条例第三十一条の規定により 栃木県指定史跡(名勝)(天然記念物)に指定する	名称 (特記すべき事項)	割印	(史) (名) 第 (天) 号	指 定 書

栃木県知事
印

紙質 烏山和紙 寸法 横 35センチメートル
 県章すかし入 縦 24センチメートル

(裏)

注意 一 指定が解除になったときは、この指定書を栃木県知事に返付すること。 二次の場合は、この指定書を添えて届け出ること。 1 所有者が変更したとき。 2 所有者が氏名又は名称を変更したとき。	管理団体名				所在地
					地目
					地積
					所有者
					備考

別記様式第5号 (第4条関係)

(表)

栃木県知事 印	年月日	栃木県文化財保護条例第二十条の規定により栃木 県指定無形文化財 の保持者(保持団体) として認定する	生年月日	氏名 (団体名及び代表者名) (芸名雅号)	認定書	第 号
------------	-----	---	------	-----------------------------	-----	--------

紙質 烏山和紙 寸法 横 35センチメートル
 県章すかし入 縦 24センチメートル

(裏)

<p>注 意</p> <p>一 次の場合は、この認定書を添えて届け出ること。</p> <p>1 保持者が氏名又は住所を変更したとき。</p> <p>2 保持団体が名称、事務所の所在地又は代表者を変更したとき。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">住所 (事務所の所在地)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">特記すべき事項</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">備考</td> </tr> </table>		住所 (事務所の所在地)		特記すべき事項		備考
	住所 (事務所の所在地)						
	特記すべき事項						
	備考						

別記様式第6号 (第4条関係)

(表)

	栃木県文化財保護条例第二十六条の規定により栃木 県指定無形民俗文化財 の保存団体に認定 する	団体名及び代表者名	認 定 書	第 号
年 月 日				
栃木県知事 印				

紙 質 烏 山 和 紙 寸 法 横 35センチメートル
 県章すかし入 縦 24センチメートル

(裏)

	事務所 の 所在地
	特記 すべき 事項
	備 考

別記様式第7号 (第4条関係)

(表)

	第 号	割 印			
年 月 日		認 定 書	氏 名 (団体名及び代表者名)	生 年 月 日	
栃 木 県 知 事 印					栃木県文化財保護条例第四十条の六の規定により栃 木県選定保存技術 の保持者(保存団体) として認定する

紙 質 烏 山 和 紙 寸 法 横 35センチメートル 縦 24センチメートル
県章すかし入

(裏)

<p>注 意</p> <p>一 次の場合は、この認定書を添えて届け出ること。</p> <p>1 保持者が氏名又は住所を変更したとき。</p> <p>2 保存団体が名称、事務所の所在地又は代表者を変更したとき。</p>	住 所 (事務所の所在地)
	特記すべき事項
	備 考

別記様式第8号(第5条関係)

年 月 日

栃木県知事 様

住 所
氏 名

指 定 書 再 交 付 申 請 書

次の指定書を滅失した(毀損した)(亡失した)(盗難された)ので再交付を申請します。

- 1 指定文化財等の名称
- 2 指定の年月日及び記号番号
- 3 滅失(毀損、亡失、盗難)の年月日及び場所
- 4 その他参考事項(盗難届の証明書)

別記様式第9号 (第5条関係)

年 月 日

栃木県知事 様

住 所
氏 名

認 定 書 再 交 付 申 請 書

次の認定書を滅失した（毀損した）（亡失した）（盗難された）ので再交付を申請します。

- 1 指定文化財等の名称
- 2 認定の年月日及び番号
- 3 滅失（毀損、亡失、盗難）の年月日及び場所
- 4 その他参考事項（盗難届の証明書）

別記様式第10号(第6条関係)

年 月 日

栃木県知事 様

住 所

氏 名

管 理 責 任 者 選 任 届

次のとおり管理責任者を選任したので届出します。

- 1 指定文化財等の名称
- 2 指定の年月日及び記号番号
- 3 所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 管理責任者の氏名及び住所
- 5 選任の年月日
- 6 選任の事由
- 7 その他参考事項

別記様式第11号(第6条関係)

年 月 日

栃木県知事 様

住 所

氏 名

管 理 責 任 者 解 任 届

次のとおり管理責任者を解任したので届出します。

- 1 指定文化財等の名称
- 2 指定の年月日及び記号番号
- 3 所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 解任管理責任者の氏名及び住所
- 5 選任の年月日
- 6 解任の年月日
- 7 解任の事由
- 8 その他参考事項

別記様式第12号(第7条関係)

年 月 日

栃木県知事 様

住 所

氏 名

所 有 者 変 更 届

次のとおり所有者が変更したので指定書を添えて届出します。

- 1 指定文化財等の名称
- 2 指定の年月日及び記号番号
- 3 指定文化財の所在の場所
- 4 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 6 変更年月日
- 7 変更の事由
- 8 その他参考事項

別記様式第13号(第7条関係)

年 月 日

栃木県知事 様

住 所

氏 名

所有者(管理責任者)氏名(名称)(住所)変更届

次のとおり変更したので届出します。

- 1 指定文化財等の名称
- 2 指定年月日及び記号番号
- 3 指定文化財の所在の場所
- 4 所有者(管理責任者)の変更した氏名(名称)
- 5 所有者(管理責任者)の変更した住所
- 6 変更年月日
- 7 変更事由

注 変更が所有者の場合は指定書を添付すること。

別記様式第14号(第8条関係)

年 月 日

栃木県知事 様

住 所
氏 名

滅 失 等 届

次のとおり滅失した(毀損した)(亡失した)(盗難された)ので届出します。

- 1 指定文化財等の名称
- 2 指定の年月日及び記号番号
- 3 所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 管理責任者がある場合はその氏名及び住所
- 5 滅失、毀損、亡失又は盗難の事実の生じた日及び場所
- 6 滅失、毀損、亡失又は盗難の事実の生じた当時における管理の状況
- 7 滅失、毀損の原因及び毀損の場合は、その個所及び程度
- 8 滅失、毀損の事実を知った後に取られた措置
- 9 その他参考事項

注 毀損にあつては写真又は見取図を添えるものとする。

別記様式第15号 (第9条、第10条関係)

年 月 日

栃木県知事 様

住 所

氏 名

所 在 の 場 所 の 変 更 届

次のとおり所在の場所の変更について届出します。

- 1 指定文化財の名称
- 2 指定の年月日及び記号番号
- 3 所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 現在の所在の場所
- 5 変更後の所在の場所
- 6 変更年月日
- 7 変更事由
- 8 その他参考事項

別記様式第16号(第11条関係)

年 月 日

栃木県知事 様

住 所

氏 名

現状変更等許可申請書

次のとおり現状変更等したいので許可されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 指定文化財等の名称
- 2 指定の年月日及び記号番号
- 3 所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 管理責任者がある場合はその氏名及び住所
- 5 現状変更等を必要とする理由
- 6 現状変更等の内容及び実施の方法
- 7 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 8 その他参考事項
 - (1) 現状変更等の設計仕様書及び設計図
 - (2) 現状変更等をしようとする個所の写真又は見取図
 - (3) その他

注 許可申請者は所有者及び占有者の承諾書を添えること。

別記様式第17号(第13条関係)

年 月 日

栃木県知事 様

住 所

氏 名

現 状 変 更 等 届

次のとおり現状変更等をするので届出します。

- 1 指定文化財の名称
- 2 指定の年月日及び記号番号
- 3 所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 管理責任者がある場合はその氏名及び住所
- 5 現状変更等を必要とする理由
- 6 現状変更等の内容及び実施の方法
- 7 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 8 その他参考事項
 - (1) 現状変更等の設計仕様書及び設計図
 - (2) 現状変更等をしようとする個所の写真又は見取図
 - (3) 現状変更等の届者が所有者以外の者であるときは所有者及び占有者の承諾書

別記様式第18号(第14条関係)

年 月 日

栃木県知事 様

住 所

氏 名

修 理 (復 旧) 届

次のとおり修理(復旧)を行いたいので届出します。

- 1 指定文化財等の名称
- 2 指定の年月日及び記号番号
- 3 所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 管理責任者がある場合はその氏名及び住所
- 5 修理(復旧)を必要とする理由
- 6 修理(復旧)の内容及び方法
- 7 修理(復旧)を行う場所
- 8 修理(復旧)の着手及び終了の予定時期
- 9 その他参考事項
 - (1) 設計仕様書
 - (2) 修理(復旧)を行う個所の写真又は見取図

別記様式第19号 (第15条関係)

年 月 日

栃木県知事 様

住 所

氏 名

現状変更等（修理）完了報告書

次のとおり現状変更等（修理）が完了したので報告します。

- 1 指定文化財等の名称
- 2 指定の年月日及び記号番号
- 3 完了年月日
- 4 その他参考事項
(1) 完了後の写真

別記様式第20号(第16条関係)

年 月 日

栃木県知事 様

住 所 (事務所所在地)

氏 名 (代表者名)

保持者(団体)の 氏名(名称・代表者名)住所変更 届
死亡(解散)

次のとおり保持者(団体) の氏名(名称・代表者名)及び住所が変更 したので届出します。
が死亡(解散)

- 1 指定文化財等の名称
- 2 認定年月日番号
- 3 変更前の氏名(名称・代表者名)及び住所(事務所所在地)
- 4 変更後の氏名(名称・代表者名)及び住所(事務所所在地)
- 3 死亡(解散)した保持者(団体)の氏名(名称・代表者名)
及び住所(事務所所在地)
- 4 死亡(解散)年月日
- 5 その他参考事項

別記様式第21号(第20条関係)

年 月 日

栃木県知事 様

住 所

氏 名

標 識 等 設 置 届

次のとおり標識等を設置したいので、届出します。

- 1 指定史跡、名勝又は天然記念物の名称
- 2 指定の年月日及び記号番号
- 3 標識、説明板、境界標等の別
- 4 その他参考事項
 - (1) 設計仕様書
 - (2) 設 計 図
 - (3) 配 置 図

別記様式第 23 号 (第 22 条関係)

年 月 日

栃木県知事 様

所 在 地

市町村長名

栃木県選定伝統的建造物群保存地区選定申出書

栃木県文化財保護条例第 40 条の 3 の規定により次の伝統的建造物群保存地区を栃木県選定
伝統的建造物群保存地区として選定されるよう関係書類を添えて申出します。

- 1 名 称
- 2 決定の年月日
- 3 所有地及び面積
- 4 保存状況
- 5 伝統的建造物群の特性
- 6 保存計画
- 7 その他参考となるべき事項
 - (1) 位置及び範囲を示す図面
 - (2) 保存計画に係る図面
 - (3) 写真
 - (4) その他参考となるべき資料

栃木県規則第37号

栃木県文化財保護審議会規則を次のように定める。

令和5年4月1日

栃木県知事 福田 富一

栃木県文化財保護審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、栃木県文化財保護審議会条例（昭和51年栃木県条例第5号。以下「条例」という。）第7条及び第8条の規定に基づき、栃木県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）の部会の設置その他審議会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 専門の事項を調査するため、条例第7条の規定により、審議会に次の部会を置く。

部会名	調査事項
第1部会	絵画、彫刻、工芸品及び書跡に関する事項
第2部会	建造物及び伝統的建造物群保存地区に関する事項
第3部会	考古資料、歴史資料及び史跡に関する事項
第4部会	無形文化財、民俗文化財及び文化財の保存技術に関する事項
第5部会	名勝及び天然記念物に関する事項

2 部会は、審議会の指示を受けて調査を行い、その結果を審議会に報告する。

3 第1項の部会の委員は、審議会の委員及び臨時委員のうちから、会長が指名する。

第3条 各部会に部会長を置く。

2 部会長は、その部会に属する委員が互選する。

3 部会長は、部会の会務を総理する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その部会に属する委員のうちから部会長のあらかじめ指名する者が、その職務を代理し、又はその職務を行う。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、生活文化スポーツ部文化振興課において行う。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

栃木県規則第38号

栃木県銃砲刀剣類登録審査委員規則を次のように定める。

令和5年4月1日

栃木県知事 福田 富一

栃木県銃砲刀剣類登録審査委員規則

(趣旨)

第1条 この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第14条第3項に規定する登録審査委員（以下「委員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 委員の定数は、5人以内とする。

(委員の任期等)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、非常勤とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

栃木県規則第39号

栃木県埋蔵文化財センター管理規則を次のように定める。

令和5年4月1日

栃木県知事 福田 富一

栃木県埋蔵文化財センター管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、栃木県埋蔵文化財センター条例（平成3年栃木県条例第4号）第4条の規定に基づき、栃木県埋蔵文化財センター（以下「センター」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資料の貸出し)

第2条 センターの保管する資料（以下この条及び次条において「資料」という。）は、学術研究等のために利用しようとする者に対し、貸出しをすることができる。

2 資料の貸出しを受けようとする者は、知事が別に定めるところにより申請しなければならない。

(損害賠償)

第3条 資料の貸出しを受けた者は、自己の責めに帰すべき理由により、資料を損傷し、又は亡失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(考古資料等の寄託)

第4条 センターは、考古資料等の寄託を受けることができる。

2 寄託された考古資料等は、センターの所有する資料と同様の取扱いをするものとする。ただし、当該考古資料等の貸出しについては、寄託者の承認を得なければならない。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(文化振興課)